SGEC 定款の一部改正（規格管理委員会設置）のお知らせ

（2020 年 6 月 26 日）

SGEC/PEFC ジャパンは、2020 年 6 月 25 日開催の定時社員総会において、SGEC 規格改正プロセスを開始することを決議しましたが、この実施体制を強化するため、定款に第 52 の 1 条を新たに追加し、SGEC 文書 2-で位置付けられている専門部会及び認証管理委員会の機能を統合した「規格管理委員会」を設置し、7 月 1 日から施行することにいたしました。社員総会で承認された改正の概要、内容は、別紙及び別添のとおりです。

別紙：一般社団法人　緑の循環認証会議　定款の改正について
別添：一般社団法人緑の循環認証会議　定款の改正新旧対比表

問い合わせ先：
一般社団法人 緑の循環認証会議(SGEC/PEFC ジャパン)事務局
Tel 03-6273-3358 Fax 03-6273-3368　E-Mail: info@sgec-pefcj.jp

定款の改正について（SGEC HP 公示：2020 年 6 月 26 日）

別紙

一般社団法人緑の循環認証会議　定款の改正について

（2020 年 6 月 25 日 2020 年度一般社団法人緑の循環認証会議社員総会承認）

Ⅰ　規格改正の概要

現行定款において、議決・審議機関としては「社員総会」、「理事会」及び「評議委員会」を規定し、執行機関としては「役員」、「監事」及び「事務局」を規定している。 一方、広くステークホルダーの意見を聴いて、規格の運用管理状況についいて調査・審議を行う「認証管理委員会」や規格の制定（改正）において理事会及び評議委員会での審議に付す最終原稿を策定する「専門部会」は、それぞれ定款上に規定はなく、現行 SGEC 文書２「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」において規定されている。

しかしながら、これらの両機関の機能は、本認証会議を運営する上で極めて重要であり、かつその関係は密接不可分であることに鑑み、「認証管理員会」及び「専門部会」の機能を統合し、別紙の通り、定款に新たに両委員会の有する機能が付与された「規格管理委員会」の設置を規定することとする。

Ⅱ　規格（改正）の内容　（別添新旧対照表参照）

1　現行 SGEC 文書2 「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」第 24 条（認証管理委員会）及び第 25 条（専門部会）を削除する。

2　上記改正に伴い、定款に、新たに第 52-1 条（規格管理委員会）を設置し、現行 SGEC 文書2 「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」の第 24 条（認証管理委員会）及び同第25条（専門部会）において規定されていた業務を行うこととする。

Ⅲ　改正定款の施行日

改正定款の施行日は 2020 年 7 月 1 日とする。

Ⅳ　現行規定の読み替え

定款の改正を踏まえ、2020 年 7 月 1 日付けで、以下の文書にある「専門部会」及び「認証管理委員会」を「規格管理委員会」に読み替える。

・SGEC 付属文書 2-12「SGEC 規格の制定」 3.12、4.4、5.1～5.11

・SGEC 付属文書 2-13-1「SGEC/PEFC 審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について」 2-(1)

・SGEC/PEFC 顕彰に関する文書」 3

定款の改正について（SGEC HP 公示：2020 年 6 月 26 日）

［別添］　一般社団法人緑の循環認証会議　定款の改正新旧対比表

（2020 年 6 月 25 日 2020 年度一般社団法人緑の循環認証会議社員総会承認）

新	現行
第９章　評議委員会及び規格管理委員会 （評議委員会） 現行通り （規格管理委員会） 第 52 の１条　当法人の認証制度の管理運営に係る認証規格を検証・審議するため規格管理委員会を設置する。 ２．規格管理委員会は、会長の諮問を受けて、認証規格について検証・審議し、理事会に意見を述べる。 ３．規格管理委員は、専門的知識を有する学識経験者他広く関係するステークホルダーから会長が任命することとする。 ４．規格管理委員のうち１名を座長とし、１名を座長代理とする。 ５．規格管理委員は無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。 ６．規格管理委員会は、会長が招集する。 ７．規格管理委員会が、理事会に意見を述べるときは、次の事項を記載した書面を提出することにより行う。 （１）規格管理委員会の開催日時及び場所 （２）規格管理委員の出席状況 （３）意見の内容	SGEC 文書2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」 第６章　認証管理委員会等 （認証管理委員会） 第２４条　認証制度の管理運営状況について調査し、審議するために、会長は理事会の承認を得て認証管理委員会を設置する。 ２．認証管理委員会は、前項の調査・審議を行い会長に意見を述べる。 ３．認証管理委員は、学識経験者のうちから理事会の承認を得て会長が選任する。 ４．認証管理委員は、７名以上１５名以内とし、その任期は２年以内とする。また、認証管理委員のうち１名を座長とし、１名を座長代理とする。 ５．認証管理委員会が、会長に意見を述べるときは、次の事項を記載した書面を提出することにより行う。 （１）認証管理委員会の開催日時及び場所 （２）認証管理委員の出席状況 （３）意見の内容 （専門部会） 第２５条　会長は、第３条で規定する認証規格の制定（改正）に関する最終原稿の策定及び関連事項の調査を行うために専門部会を設置する。 ２．専門部会は、会長の諮問を受けて前項で規定する事項の審議を行う。 ３．専門委員は、専門的知識を有する学識経験者他広く関係するステークホルダーから会長が任命することするが、具体的には別途付属文書で定める。